

第4次日野市男女平等行動計画

〜多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして〜

日野市

◇◇　概要　◇◇

1．計画の目的

「第４次日野市男女平等行動計画」は、「日野市男女平等基本条例（平成14年4月1日施行）」に基づき、市民・事業者・行政の連携・協働のもとに、家庭・職場・地域・学校などあらゆる場面（分野）で男女平等参画を、総合的かつ計画的に推進するための、具体的な計画です。

日野市では、平成14年の「日野市男女平等基本条例」の施行以来、「日野市立男女平等推進センター」の設置、第1次、第2次、第3次「日野市男女平等行動計画」の策定を行い、「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして」を基本理念にさまざまな施策を行い、男女ともに力を発揮できる社会の創出に取り組んできました。

また、2019年７月には持続可能な地域づくりを進めるモデル都市として、内閣府から「SDGｓ未来都市」に選定されました。「SDGｓ」とは、2015年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことで、2030年までの国際目標として、大きく17の目標とそれを達成するための169のターゲットが「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられています。その目標の中に「５．ジェンダー平等を実現しよう」が含まれています。

「SDGｓ未来都市」として、さまざまな施策が展開されていく中で、「第4次日野市男女平等行動計画」では、近年の男女平等参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に対応するとともに、持続可能な地域づくりを担う取組のひとつとして、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

2．計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）第2条の３第3項に規定する「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に規定する「市町村推進計画」を一体的に策定します。

本計画は、平成28年に策定された「第3次日野市男女平等行動計画」を継承したもので、日野市における男女平等参画施策の基本的な計画となるものです。

「第6次日野市基本構想・基本計画（令和２年度現在策定中）」（以下、「2030プラン」）等の具体的な部門別計画として位置づけ、その他の関連計画との連携・調整を図りながら策定するものです。

３．計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

１．国際的な状況

◇◇　策定の背景　◇◇

平成7年の第4回世界女性会議では、「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されました。さらに平成27年には、「国連持続可能な開発サミット」が開発され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。ジェンダー平等の実現に向けて、各国で取組が進められています。

２．国の動き

平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけました。これに基づき、平成12年には「第一次男女共同参画基本計画」が策定され、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

３．東京の動き

平成12年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、男女平等参画社会の実現に向け、東京都行動計画を策定し、施策を進めています。

その後、平成14年に「男女平等参画のための東京都行動計画チャンス＆サポート東京プラン2002」、平成21年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定されました。そして、平成29年に「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、男女平等参画施策を推進しています。

また、平成30年には「性的指向・性自認を理由とする差別禁止」を明確に規定する、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が制定されました。この条例に基づき、令和元年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進に向けた取組を行っています。

◇◇計画の理念・目標◇◇

１．計画の基本理念

本計画では、男女平等社会を「性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ、また、ともに対等に参画し、その成果も責任も分かち合う社会」と捉え、多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざすことを基本理念としています。

**■　基本理念　■**

**多様な個性が尊重され、**

**誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして**

２．計画の基本方針

平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年には「第一次男女共同参画基本計画」が策定されました。令和2年1には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

計画は、日野市が施策を進めるための計画であるとともに、市が市民・事業者と協働し取り組むことを前提とした計画です。策定後の取組については市民参画で評価を行い、真の実効性の確保に努めるとともに、市民にとって生活に身近な男女平等参画の推進をめざし、第３次計画の検証をふまえた策定を行います。また、男女間の格差や課題を改善するためには、必要な範囲において男女ともに、より多くの参画の機会を提供する必要があると考え、取り組んでいきます。

３．計画の目標

本計画では、次の４つの目標を設定し、実現のための方向性を明確にし、解決に向けた施策を提示します。

**■　４つの目標　■**

|  |  |
| --- | --- |
| **目標 Ⅰ** | **人権が尊重される社会づくり** |
| めざす姿 | すべての人の人権が尊重され、認められている社会 |
| 男女平等社会においては、男女ともに性別にかかわりなく自らの意思と責任により、生き方を選択し、その選択が尊重されることが重要です。男女平等とは、すべての人の人権を尊重することであるという理念に立ち、一人ひとりが認められる社会をめざします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **目標 Ⅱ** | **【新規】　あらゆる暴力の根絶をめざす** |
| めざす姿 | 誰もが安心して安全に暮らせる、暴力を許さない社会 |
| あらゆる暴力の根絶に向けて、関連機関との連携による被害者の早期発見と支援に向けた体制を充実します。また、被害の未然防止と暴力のない社会形成に向けて、若い世代への教育・啓発を進めます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **目標 Ⅲ** | **女性と男性があらゆる分野でともに参画できる****環境づくり** |
| めざす姿 | あらゆる分野で女性と男性がともに参画し、個性と能力を発揮できる環境が整っている豊かな社会 |
| すべての人が、性別にかかわりなく、個人の個性と能力が発揮できる地域・職場づくりをめざします。また、社会が多様な人々によって構成されていることを市民一人ひとりが認め、誰もが住みやすいまちづくりにその個性と希望を生かし参加できる社会をめざします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **目標 Ⅳ** | **男女平等参画の推進体制づくり** |
| めざす姿 | 男女平等参画の取組を市が推進するための体制 |
| 市が市民・事業者と協働し、庁内関係各課連携のもと男女平等参画を推進する体制を充実させます。また、率先行動として、庁内での男女平等をさらに充実します。 |

◇◇　成果目標　◇◇

男女平等参画施策の進捗状況を管理し、本計画の着実な推進につなげるとともに、市民にも分かりやすいものとするため、以下のとおり基本目標ごとに成果目標を設定します。

**目標Ⅰ　人権が尊重される社会づくり**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **指標** | **現況** | **目標** |
| 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」そう思わない、あまりそう思わない人の割合 | 74.6% | 令和元年市民アンケート | 増加 |
| 社会通念・習慣・しきたりにおいて男性の方が優遇されている、どちらかと言えば優遇されていると思う人の割合 | 78.2% | 令和元年市民アンケート | 減少 |
| 性的マイノリティへの理解促進によりカミングアウトされた場合に変わりなく接することができる人の割合 | 41.3% | 令和元年市民アンケート | 増加 |
| 子宮頸がん検診、乳がん検診受診率の向上 | 子宮頸がん13.5％乳がん　 20.2％ | 令和元年度 | 増加 |

**目標Ⅱ　あらゆる暴力の根絶をめざす**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **指標** | **現況** | **目標** |
| 配偶者や交際相手からの暴力の被害経験のある人の割合 | 17.0% | 令和元年市民アンケート | 減少 |
| 配偶者や交際相手からの暴力を相談した人の割合 | 32.6% | 令和元年市民アンケート | 増加 |
| ハラスメントを受けたことがある人の割合 | 31.6% | 令和元年市民アンケート | 減少 |

**目標Ⅲ　女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **指標** | **現況** | **目標** |
| 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も内容も知っている人の割合 | 41.4% | 令和元年市民アンケート | 増加 |
| 家庭生活において男性の方が優遇されている、どちらかと言えば男性の方が優遇されていると思う人の割合 | 55.2% | 令和元年市民アンケート | 減少 |
| 職場において男性の方が優遇されている、どちらかと言えば男性の方が優遇されていると思う人の割合 | 67.5% | 令和元年市民アンケート | 減少 |
| 平日における男性の育児に関わっていない人の割合 | 53.8% | 令和元年市民アンケート | 減少 |
| 「仕事が忙しいから」を理由として職業以外の社会活動、地域活動に参加していない人の割合 | 38.4% | 令和元年市民アンケート | 減少 |

**目標Ⅳ　男女平等参画の推進体制づくり**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **指標** | **現況** | **目標** |
| 審議会・委員会における女性委員の割合 | 32.4% | 令和2年4月現在 | 40% |
| 市における女性管理職の割合 | 24.9% | 令和2年4月現在 | 30% |
| 市職員の男性育休取得率の向上 | 33.3% | 令和元年度実績 | 60%以上 |

◇◇ 計画の体系　◇◇

**施策の方向性**

**基本理念**

**基本目標**

**施策**

男女平等意識・人権尊重意識の醸成　★

１.性別に基づく固定的役割分担意識の解消

**目標Ⅰ**

人権が尊重される社会づくり

**多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして**

メディア・リテラシー（情報を適切に読み解き・活用する力）の普及と教育

性の多様性に関する理解促進　★**【新規】**

２.多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり

**【新規】**

性的マイノリティへの支援　★**【新規】**

の推進

性の尊重に関する普及啓発

３.生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援

性差医療及び性差に応じた健康支援の実施

４.多文化共生社会の理解促進と外国人への支援

**【新規】**

共生社会の実現に向けた取組**【新規】**

外国人が暮らしやすい社会づくり**【新規】**

**「日野市配偶者暴力対策基本計画」**

配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化　★

１.配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

**目標Ⅱ**

あらゆる暴力の

根絶をめざす

配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援

市の体制整備と連携強化

２.性犯罪・性暴力の防止

**【新規】**

被害者への支援**【新規】**

暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実

被害者への支援

３.さまざまな暴力・ハラスメントの防止

性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化　★**【新規】**

★は重点施策

**多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして**

**「日野市女性活躍推進計画」【新規】**

１.女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備

**目標Ⅲ**

女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの推進

女性へのライフステージを通した就業支援

女性の参画推進による農業活性化

２.家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

障害者・高齢者・介護者への支援**【新規】**

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ　★

３.働く場におけるワーク・

ライフ・バランス

雇用における男女平等参画の推進

４.地域におけるワーク・

ライフ・バランス

子育てや介護を地域で支える仕組みづくり

地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進

事業所等における意思決定過程への女性参画促進

男性高齢者の社会参加の促進

５.さまざまな立場から考える防災体制の確立

防災対策における男女平等参画推進

ひとり親家庭への支援

貧困の防止と生活困窮者への支援

子育て支援施策の充実　★

家庭における男女の役割分担意識の改善

多様な視点を取り入れた防災対策の推進**【新規】**

**目標Ⅳ**

男女平等参画の推進体制づくり

１.行政の政策決定過程に

おける女性の参画促進

委員会などにおける男女比率の適正化の推進

市民・事業者等との連携

２.市民との連携による男女平等参画の推進

男女平等推進センターの機能の充実

職場のワーク・ライフ・バランスの推進

ハラスメント相談及び防止体制の充実

男女が対等に働く職場づくり

庁内推進体制の充実

男女平等に関する職員研修の充実

３.率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

４.行政における男女平等

参画の推進体制づくり

**■■第4次計画で重点的に取り組む7つの施策■■**

1. 男女平等意識・人権尊重意識の醸成
2. 性の多様性に関する理解促進
3. 性的マイノリティへの支援
4. 配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化
5. 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化
6. 子育て支援施策の充実
7. ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ

◇◇　男女平等を推進する体制のイメージ　◇◇

多様な個性が尊重され、

誰もが等しく参画できる豊かな社会の実現

**市**

**市民参画**

市民

事業者

各団体等

**日野市**

**男女平等行政**

**推進本部**

**日野市**

**男女平等推進**

**委員会**

**連携**

**事務局：平和と人権課**

**日野市立男女平等推進センター**

**連携**

**国・東京都・他の自治体等**

国

東京都

他の自治体、警察、法務局、ハローワーク、年金事務所等

**日野市男女平等**

**推進委員会**

**日野市立男女平等**

**推進センター**

**日野市男女平等行政**

**推進本部**

男女平等施策を総合的かつ効果的に推進するため、市長を本部長とし、庁内の全体的な調整を行う組織。また、行動計画に盛り込まれた施策・事業の推進状況を確認し、進行を管理する。

男女平等社会を推進するため、「日野市男女平等基本条例」に基づき設置。市長の求めに応じ、男女平等社会実現に向けた基本的かつ総合的な施策及び重点事項の調査検討を行い、意見を述べる。

地域における男女平等参画社会の推進のため、平成16年に多摩平の森ふれあい館に設置した施設。男女平等に関する講座、講演会の実施、情報提供、相談業務、地域で活動する団体等への活動場所の提供を行う。



〒191-0062

日野市多摩平二丁目9番地　多摩平の森ふれあい館　男女平等推進センター内

電話：042-584-2733　　FAX：042-584-2748　　E-mail：danjyo@city.hino.lg.jp

発行　日野市企画部 平和と人権課

第４次日野市男女平等行動計画《概要版》

～　多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして　～